

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」に係る販売準備に係る業務

公募説明書

令和7年6月13日

一般社団法人八幡平市観光協会
会長 田村正彦

八幡平市観光協会では、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」における販売準備に係る業務を実施する事業者を公募します。

本公募に申請する方は、公募要領をよくご確認いただいたうえで、ご不明な点があればお問合せ下さい。

◇公募期間

令和7年6月13日（金）～令和7年6月20日（金） 12時 [必着]

◇本事業の問合せ先

一般社団法人八幡平市観光協会 「モデル観光地事業」担当

E-mail: kanko@hachimantai.or.jp

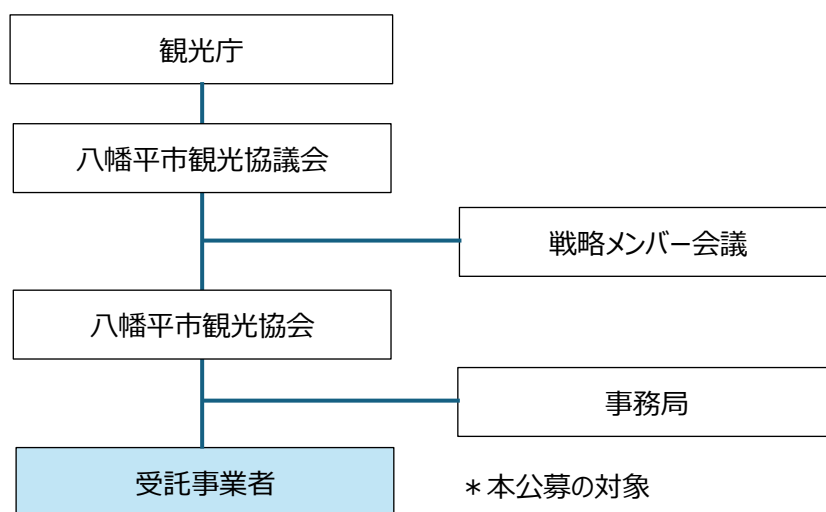
電話：0195-78-3500（9:00～17:00／土日祝を除く）

【業務概要】

1. 業務目的

本業務は、令和 5 年 3 月に 14 のモデル地域のひとつとして認定された八幡平エリア及び周辺地域において、これまでの取組を反映して、令和 7 年度中に策定・実施予定のコンテンツ等の磨き上げと体制づくりに係る基礎調査等を受けてマスタープランの改訂を行い、高付加価値旅行者の受入を開始するために必要な実証事業等を実施し、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりについて総合的な支援を行うものです。

2. 事業スキーム



3. 業務内容

本業務は、八幡平エリア及び周辺地域におけるモデル観光地事業におけるブランディングの確立に向けたテストマーケティングの実施・販路の形成に関する販売準備を行うものであり、以下の業務を想定しています。

具体的な内容については、令和 7 年度事業費に基づく施策内容の確定後、観光庁と協議することとします。

<具体的な業務内容>

(1) 令和 6 年に精査したウリのモデルプラン化に向けたウリの磨き上げに係る調査

八幡平エリア及び周辺地域において「スノー」は、地域を横断し、インバウンド高付加価値層に対して直接販売できるポテンシャルと実績をもつ戦略的ウリです。冬季の来訪を契機に、当該地域の魅力を知りグリーンシーズンの誘客へつなげる取組が、持続可能な観光地づくりに貢献するものと考えられます。

本業務では、当該地域の広範さを生かし、令和 6 年度事業のウリの精査に係る調査のブラッシュアップを行います。令和 8 年以降の本格的な販売に向けたテストマーケティングの実施

とモデルプランの販売にあたり、戦略的ウリの磨き上げに寄与する施策として、国内ナショナル DMC を中心とした「グリーンシーズンのコンテンツ造成」と「ウィンターシーズンの消費単価向上に資するコンテンツ造成」を行っていきます。必要に応じて国内/海外 DMC の招請を行い、ブラッシュアップを行ってまいります。

(2) 販売ツール、海外富裕層旅行会社向けの販売サイトへの掲載による販売、プロモーション効果の検証

テストマーケティングの実施に必要な販売ツール（セールスタリフ）の作成、海外富裕層旅行会社向けの販売サイト（EC サイト）へのコンテンツ情報の掲載による販売を行った上で、プロモーション効果を検証します。

(3) 八幡平エリア及び周辺地域の知名度向上と情報戦略の立案と実施業務

令和 6 年度事業で実施した海外向け KOL を活用した情報発信では、多くの問い合わせを得た反面、当該地域における販売準備（モデルプランの造成、価格の事前調整等）の必要性を認識するに至りました。この点を踏まえて、地域を束ねることの出来る DMC の育成計画を立案し、部分的に実行してまいります。

(4) 報告書の作成

当該施策の実施に伴う報告書を作成します。

4. 事業期間

業務締結日～令和 8 年 2 月 20 日(金)

* 本事業の終了日は、実施計画に係る観光庁との協議に基づき変更される場合があります。

【応募条件】

1. 応募資格

次の条件を満たす民間事業者等とします。

- ① 本業務を的確に遂行する組織、能力（地域形成に係る業務実績）等を有していること。
- ② 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 当該地域における自治体から指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 当該地域における自治体の定める暴力団排除条例等に規定する者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑦ 破産法に基づく破産手続き開始の申立て中又は破産手続き中でないこと。
- ⑧ 公募開始の直近決算において 2 期連続債務超過の状態でないこと。
- ⑨ 会社法で定める法人であること。
- ⑩ 業務の遂行に必要な資格を保有していること。例) 旅行業登録等

2. 採択予定件数 1 件

【手続き】

1. 公募期間

令和 7 年 6 月 13 日（金）～令和 7 年 6 月 20 日（金） 12 時 [必着]

2. 応募書類

- ・申請書（別添様式）：1 部
- ・提案書（様式自由）：1 部

* 応募書類に記載された情報については、業務遂行のためにのみ利用する。採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となるのでご了承下さい。なお、応募書類は返却しません。

* 提案書には、次の事項を記載してください。

- ① 本業務への取組方針
- ② 本業務に係る調査内容（案）
- ③ 本業務の実施体制（業務実績、責任者及び担当者の略歴を含む）
- ④ 本業務にかかる見積書（人件費、旅費、会議費、謝金等）

3. 応募書類の提出先

応募書類は、郵送または電子メールによりご提出ください。

- * 社名・個人名が記載されている応募書類、社名・個人名を除いた応募書類の 2 種類をご提出ください。
- * 持参及び F A X によるご提出は受け付けません。
- * 締め切りを過ぎてのご提出は受け付けません。期限に余裕をもってご提出ください。
- * 資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、要領等をご熟読の上、ご提出ください。

<郵送先>

〒028-7303 岩手県八幡平市柏台一丁目 28 番地

一般社団法人八幡平市観光協会「モデル観光地事業」担当あて

<電子メール宛先>

[「kanko@hachimantai.or.jp」](mailto:kanko@hachimantai.or.jp)

* 件名は、「モデル観光地事業事務局応募」としてください。

* データ容量が 10MB を超える場合は、上記メールアドレス宛に事前にご連絡ください。

【審査・採択】

1. 審査方法

審査は、応募書類に加えて、審査委員会において評価を行うため、必要に応じて申請者には審査委員会においてプレゼンテーションをしていただきます。審査委員会の開催については、申請書に記載の連絡担当窓口宛に連絡します。

※審査会はオンラインでの開催を予定しております

また、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

2. 審査基準

次の項目を審査基準とします。

- ① 業務の目的・内容について十分に理解しているか。
- ② 提案内容に独創性がみられ、かつ説得力を有しているか。
- ③ 提案内容が具体性、妥当性を伴っているか。
- ④ 作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。

3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、八幡平市観光協会のウェブサイトで公表するとともに、当該申請者に対してその旨を通知します。

【契約行為】

当該業務は、実証事業実施者に準じる団体である株式会社八幡平 DMO との契約になります。

【その他】

1. 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
2. 関連情報の照会窓口は、八幡平市観光協会「モデル観光地事業」担当とします。
3. 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とします。
4. 提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行いません。
5. 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にします。
6. 委託内容は、観光庁「モデル観光地事業」に係る事業の手引きに基づき変更されることがあります。

以上

(様式)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」
における販売準備に係る事業者公募 申請書

申請者	法人番号(＊)	
	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

* 法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載すること。

法人番号を付与されていない個人事業者等の場合には、記載不要。